

令和8年度

仕様書

雨水幹線修繕等設計業務委託（緊急対策）

沖縄市上下水道局 上下水道部 下水道課

共通事項

1. 件名：雨水幹線修繕等設計業務委託（緊急対策）
2. 場所：沖縄市内一円
3. 期間：着手日 ～ 令和9年1月29日
4. 概要：下記のとおり

No.	項目	規格等	単位	数量	備考
1	設計業務	改築・修繕詳細設計	m	461	
2	〃	改築詳細設計	m	65	泡瀬第9雨水幹線
3	管路調査	管路診断 修繕改築計画	m	4,000	
4	測量業務	現地測量	式	1	
5	打合せ協議	初回・中間・最終	回	5	中間3回

※ 数量等の詳細は、別途資料を参照

5. 配布資料

- (1) 業務説明書（本書）
- (2) 位置図
- (3) その他参考資料

6. 目的

本業務は、沖縄市大規模下水道管路特別重点調査業務委託において、緊急度Ⅰと判定された管路及び既設水路である泡瀬第9雨水幹線について、修繕・改築等の設計及び下水道管路調査等を実施する。

7. 適用

- (1) 本書は、沖縄市上下水道局上下水道部下水道課が発注する業務等に適用する。
- (2) 業務履行にあたっては、国や県等が定める共通仕様書等に基づき、実施する。

8. 積算および単価

- (1) 積算は、下水道用設計標準歩掛表や設計業務等標準積算基準書等を採用する。
- (2) 単価適用年月は、「令和8年6月」時点とする。
- (3) 本書の記載事項は、予定価格に含む。

9. 手続き等

関係機関の手続きは、必要に応じて受託者がおこなう。また、費用は予定価格に含む。

業務委託標準仕様書

【1】一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本書に基づいて、配布資料に示す委託対象施設の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記事項に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の履行にあたり、関連法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するようにしなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受託者は、業務履行にあたっては、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないよう、努めなければならない。

1.8 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（計画通知や道路占用等）に関する事務に必要な図書作成を遅延なく行わなければならない。

1.9 提出書類

(1) 受託者は、業務の着手および完了にあたっては、発注者の契約約款等に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者等届 (ニ) 業務計画書

(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 請求書 (チ) その他発注者が指示するもの

なお、承認された事項を変更する場合には、その都度、承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者および担当技術者

(1) 受託者は、管理技術者および担当技術者を配置し、秩序正しい業務を履行するとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））、技術士（その他の部門 ※建設部門、上下水道部門）または、下水道法に規定された資格等を有する者を配置する。また、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議や現地調査等に出席しなければならない。

(3) 受託者は、業務進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

- (4) 配置する技術者は、日本語が堪能であるとともに、業務に支障がない程度のパソコンが操作できる者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受託者は、工程に遅延が発生しないよう、技術者の配置等を適切におこなう。また、変更等が生じた場合は、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果物の審査および納品

- (1) 受託者は、業務完了日を含め10日以内に、発注者の検査を受検しなければならない。
- (2) 成果物の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後は、成果物一式を納品しなければならない。
- (4) 業務完了において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、受託者は直ちに当該業務の修正等を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けた場合は、誠意をもって、この内容を遅延なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書および申請書の交付は、受託者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項等に関し、発注者と協議の上、定めなければならない。

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物およびその他の支障物件（電柱、架空線等）は、関係官公署、企業等において将来計画を含め十分に調査しなければならない。

2.2 現地踏査

仕様書に示された設計対象区域について、踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況など、現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路や水路等について、公図および土地台帳による調査、確認を実施しなければならない。

2.5 在来管調査

在来管調査は、上記2.3で実施する範囲を超える調査である。管路、マンホール、ますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴う内容である。

2.6 既設管調査

管路内調査は、TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管内において管きよ劣化状況や堆積物等の有無を把握する調査である。なお、管きよの老朽度、堆積物の状況、破

損の状態、構造、支障物件の状況等現地調査を伴う内容である。

2.7 現場環境調査

道路状況や周辺状況等を現地で把握し、工事实施にかかる制約条件を確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 打合せ

- (1) 業務の実施にあたっては、受託者は発注者と綿密な連絡、協議等を実施し、その都度「打合せ簿」に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時および設計業務の主要な区切りにおいて、受託者は発注者と打合せを実施し、その結果を書面に記録しなければならない。

3.2 設計基準等

設計にあたっては、発注者の指示する図書および第8章参考図書に基づき、業務を実施しなければならない。また、基準となる事項等は、あらかじめ発注者と協議をおこない、取決めなければならない。

3.3 設計上の疑義

設計上の疑義が発生した場合は、発注者と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にするとともに、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は第2章 調査の各項の調査と併せて、設計対象区域に係る事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等を所定の手続きによって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他資料を引用した場合は、図書や資料等の名称を明記しなければならない。

第4章 設計細則（基本設計）

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、次のとおり作成するとともに、完成図には発注者の承諾を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S = 1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は、地形図に計画区域又は設計区間を記入する。

(2) 区画割施設平面図

区画割施設平面図（ $S = 1/2,500$ ）は、事業計画で作成された区画割図面に基づいて枝線の区画割をおこない、設計区域又は設計区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、区画面積および幹線・排水区、処理区等の名称を記入する

(3) 縦断面図

縦断面図（ $S = 縦 1/100 \sim 横 1/2,500$ ）は、区画割施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

「管きよの位置」「平面図との対象番号」「形状」「管径」「勾配」「区画距離」「地盤高」「管底高」「土被り」「河川、鉄道、道路等の位置、名称」「位置・形状」「寸法」「河川等の現況高、計画高」「幹線、処理区等の名称」など

（４）流量計算表

流量計算表は、事業計画で作成されて流量表に基づき、管きよの断面、勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管を記入する。

（５）概略構造図

概略構造図（ $S = 1/50 \sim 1/100$ ）は、次の要領で作成する。

発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次の特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。

特殊なマンホール、接続室、雨水吐室および吐口、伏越など特に構造図を必要とするものについて、概略の形状図を作成する。

4.2 概略工法検討

概略工法検討業務は、設計対象路線の管路布設工法（開削、推進、シールド）、改築・修繕工法の選定をおこなう。ただし、個所別詳細な工法の検討は詳細設計で実施する。

4.3 報告書

報告書は、当該設計にかかる取りまとめの概要書を作成するものとし、内容は「位置」「設計の目的」「調査・計画の概要」「設計計画」「概略工法の検討」などを集成する。

第5章 設計細則（新設および改築・修繕 詳細設計）

5.1 設計図の作成

主要な設計図は、次のとおり作成するとともに、完成図には発注者の承諾を受けなければならない。

（１）位置図

位置図（ $S = 1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は、地形図に施工箇所を記入する。

（２）系統図

系統図（ $S = 1/2,500$ ）は、地形図に設計区間を記入する。

（３）平面図

平面図（ $S = 1/500$ ）は、測量による平面図や道路台帳等に基づき、設計区間の占用位置、マンホールおよび立坑の位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離・管きよの名称等を記入する。

（４）詳細平面図

詳細平面図（ $S = 1/50 \sim 1/100$ ）は、主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所および河川、鉄道、道路等横断箇所など特に詳細図を必要とし、発注者が指示する場合に平面図や横断面図等を作成する。

（５）縦断面図

縦断面図（ $S = 縦 1/100 \sim 横 1/500$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入

する。

「管きよの位置」「平面図との対象番号」「形状」「管径」「勾配」「区画距離」「地盤高」「管底高」「土被り」「河川、鉄道、道路等の位置、名称」「流入および交差する管きよの位置」「位置・形状・番号」「寸法」「河川等の現況高、計画高」「幹線、処理区等の名称」など

(6) 横断面図

横断面図（ $S = 1/50 \sim 1/100$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

「管きよの位置」「平面図との対象番号」「形状」「管径」「勾配」「区画距離」「地盤高」「管底高」「地下埋設物の名称、規格等」など

(7) 構造図

構造図（ $S = 1/10 \sim 1/100$ ）は、次の要領で作成する。

発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次の特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。

特殊なマンホール、接続室、雨水吐室および吐口、伏越など特に構造図を必要とするものについて、概略の形状図を作成する。

(8) 仮設図

仮設図（ $S = 1/10 \sim 1/100$ ）は、次の要領で作成する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図は、「掘削幅」「長さ」「深さ」「地盤高」「床掘高」「使用材料の位置」「名称」「形状」「寸法」「他の地下埋設物防護工」「補助工法の範囲」など

(9) その他

工事に関連する付帯工（磁気探査や既存構造物撤去復旧など）やその他発注者が指示する図面を作成する。

5.2 各種計算

管きよ、管基礎、推進力および構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算にあたっては、発注者と十分に打合せをおこない、計算方針を確認しなければならない。

5.3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等および構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。

5.4 報告書

報告書は、当該設計にかかる取りまとめの概要書を作成するものとし、内容は「設計の目的・概要・位置」「設計条件」「土質条件」「埋設物状況」「施工方法」「工程表」などを集成する。

第6章 照査

6.1 照査の目的

受託者は業務を進める上で、技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討をおこない、業務の高い質を確保するとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

6.2 照査の体制

受託者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な経験を有する照査技術者を配置しなければな

らない。

6.3 照査事項

受託者は、設計全般に渡り正常時・異常時における処理機能の確保や施設の耐久性、環境要件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項を関し、照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容
- (2) 比較検討の方法およびその内容
- (3) 設計計画（設計方針および設計手法）の妥当性
- (4) 計算書（構造計算、容量計算、水理計算、耐震計算、数量計算など）
- (5) 計算書と設計図の整合性

第7章 提出図書

7.1 提出図書

提出すべき成果物および部数は、次のとおりとする。また、製本は発注者が指定するカラーのファイルとし、表紙や背表紙、タイトル等を付ける。なお、成果物の作成にあたっては、その編集方法に関し、あらかじめ発注者と協議しなければならない。

No.	項目	部数	備考
1	設計報告書	2	各種検討書、構造計算 等
2	その他報告書	2	測量、地質調査、磁気探査、管路調査 等
3	設計図面	2	A3判（観音開き）
4	工事設計書	2	概算設計とする。また、見積り書等は原本を添付 工事にかかる各種調査（磁気探査や家屋調査等） の図面、数量および積算を添付
5	上記の原本データ（DV DもしくはCD）	1	ウイルス確認を実施すること

第8章 参考図書等

本業務に資料する参考図書等について、主要な文献等下記に示す。

1. 発注者の仕様書
2. 下水道法
3. 都市計画法
4. 日本工業規格（JIS）
5. 日本下水道協会規格（JSWAS）
6. 日本農業規格（JAS）
7. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
8. 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
9. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
10. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
11. 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
12. 下水道施設耐震計算例－管路施設編－（日本下水道協会）

13. 水理公式集（土木学会）
14. コンクリート標準示方書（土木学会）
15. 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（日本建築学会）
16. 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
17. 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
18. 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
19. 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
20. 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
21. その他関係法令図書

第9章 測量業務

当該業務にかかる測量業務は、国や県、国土地理院等の仕様書・規定などにに基づき、実施しなければならない。また、測量する者は、測量法に規定する資格を有する者（測量士）でなければならない。

第10章 土質調査

当該業務にかかる土質調査業務は、国および県の仕様書・規定などにに基づき実施しなければならない。また、原則として土質調査する者は、地質調査技士の資格を有する者でなければならない。

第11章 管路調査

(1) 調査計画書

受注者は、調査に当たり、次の事項を記載した調査計画書を提出し、承諾を受けた上、着手すること。

- ① 調査概要
- ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③ 調査計画（使用機器、調査方法、実施工程等）
- ④ 安全計画（安全対策、道路交通の処理方法、管きょと地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- ⑤ 監督員が指示する事項

(2) 目視による調査

①本管内に調査員が入り（管路施設の布設状況、管の腐食、たるみ、破損、継手部分の不良、管壁のクラック、取付け管口、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸水等）について異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて撮影する。

- ②本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
- ③取付け管部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- ④管きょ内に異常が発見された場合は、異常箇所を拡大した画像（カラー）を保存するものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し、承認を得なければならない。

ればならない。

(3) マンホール目視調査

- ① マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、侵入水、足掛け金具及びコンクリートの腐食、蓋のがたつき、副官の状況等について異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。写真撮影は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて撮影する。

(4) 異常時の措置

調査の続行が困難になった場合は、直ちに監督員に報告し、指示を受けること。

この場合においても上下流れから調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

(5) 管路診断

- ① 診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又はTVカメラ調査等の結果から、以下の手順で実施する。

(イ) 異常の程度の評価

異常の程度の評価基準に基づき、異常の程度を評価する。

(ロ) 緊急度・健全度の判定

異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対サックの要否（維持又は対策）の判定を行う。

② 対策の必要性検討

診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。

③ 修繕・改築の優先順位の検討

従来 of 施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。

④ 対策範囲の検討

優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置付けたスパンについて、修繕か改築かを判定する。管きょ以外に検討対象とした施設（マンホール、取付管、ます、マンホール蓋）で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕か改築かを判断する。

(6) 報告書

- ① 調査結果は 調査報告書記載要領により報告書を作成し、指示を受けること

なお、提出する写真には、件名、地番、管径、並びに距離等を表示すること。

- ② 異常が確認された箇所については、位置図、縦断図、詳細図等を作成し報告すること。

- ③ 判定基準

「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成25年9月国土交通省）」における腐食、たるみ、破損のいずれかにランクAがあれば「I：速やかに対策を実施する（原則1年以内）」、Bがあれば「II：応急措置を

実施した上で、5年以内に対策を実施する」と判定する。

調査結果の判定基準及び記録表（様式）については発注者の承諾を得ること。

(4) 提出する成果品は、次のとおりとする。

- ① 報告書
- ② 不良箇所写真帳
- ③ その他監督員の指示するもの

第12章 特記事項

1. 当該業務において、関係機関及び当該地区の関係者と必要な案内・調整・協議を行い設計に支障の無いよう進めなければならない。
2. 現場にて施工可能となる工法については、全て比較検討を行い、最良な工法を選定しなければならない。
3. 図面データは、『HO_CAD』又は『JWW・JWC_CAD』の形式で作成し、提出しなければならない。
4. 道路占用に係る申請書類を作成しなければならない。
5. 工程に遅れが生じた場合には配置技術者の変更、担当者の増員等の対策を講じなければならない。
6. R C C Mの資格は、登録書が有効な証明となるため、登録証を添え提出しなければならない。
7. 管理および担当技術者は、原則として兼務してはならない。
8. 管理および担当技術者は、原則として会社代表者を配置してはならない。
9. 再委託をする場合には、理由や契約書等を添え提出しなければならない。
10. インボイス登録について、登録の有無やその他情報等に関する事項は、必要に応じ、内容等を開示しなければならない。
11. 既設管の排水能力等を考慮し、円滑な排水が可能となるよう、比較検討を実施しなければならない。